

令和 3年 5月 28日

保護者各位

今帰仁村立兼次小学校
校長 島袋 剛 【公印省略】

緊急事態宣言発令に伴う学校の感染症対策及び保護者への協力依頼について

保護者の皆様には、長期間にわたりお子さまの体調管理や健康観察に多大なご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本県が「緊急事態宣言」対象地域となったことを受け、学校での感染症対策も下記の通り一段階引き上げられることになりましたのでお知らせいたします。

なお、ご家庭での体調管理や健康観察については、これまで通りとなっています。引き続き、皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

1、本校感染症対策 【地域感染レベル 3-1 対応】

■ (1)～(5) はこれまで通りの対策

■ (6)～(9) は強化した対策

(1) 健康観察の徹底

- ① 健康観察シートの記録
- ② 児童本人及び同居家族にかぜ症状があるときは出席停止

*かぜ症状のある方の医療機関受診の有無で、登校可能日が異なります

(2) マスク着用指導。ただし以下を例外とします。

登下校のとき	・周り十分に距離がとれる場合は、マスクを外しても良い。 ・暑さが厳しかったり苦しかったりする場合は、周りとの距離をとった上でマスクを外す。
体育の授業	・マスク着用なし。ただし授業開始時の説明や準備体操時は、状況により着用。
給食時間	・距離をとって座り、全員同じ方向を向いて(向かい合わず) 食事をします。
休み時間	・運動をする場合は、周りとの距離をとって上でマスクを外す。

(3) 手洗い指導の強化 …6つのタイミングでの手洗い指導

- ① 外から教室に入るとき
- ② 給食の前後
- ③ 掃除の後
- ④ トイレの後
- ⑤ 共有の物を触ったとき
- ⑥ せきやくしゃみ・鼻をかんだとき

(4) 身体的距離の確保

(5) 常時換気 …冷房中でも窓・出入り口を2方向開ける

(6) 「通学以外の不要不急の外出の自粛」の指導

(7) 学校行事の制限

(8) 学習活動の制限 …飛沫の飛散防止、密集防止、密接・接触防止の観点から

*「飛沫の飛散防止」「密集防止」「密接・接触防止」のため、学習活動の制限をします

(9) 部活動の制限 …部活代表者へ村教育委員会から要請…5/27(木)に新しい通知が出ました。

■原則中止。例外として以下の条件を満たせば活動できる。

*8月末までに、九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会を控えた場合に限り実施可。

- ①保護者会等の意志決定もとで行う ②最小限の人数で行う
- ③活動時間は、「平日90分」・「土日休日2時間」以内とする
- ④教育委員会へ届け出ること ⑤練習試合や合宿は行わない

2, 保護者への協力依頼事項

■(1)(2)(4)(5)はこれまで通りの内容です。

■(3)に、ご家庭での指導依頼を追加してあります。

(1) 健康観察シートへの記入(4点)

- ① 児童の検温結果 ② 児童のかぜ症状の有無 ③ 同居家族の風邪症状の有無 ④ 保護者サイン

記入漏れがあった場合、学校職員から保護者へ確認の電話をいたします。

(2) 児童または同居家族に、「発熱やかぜ症状の見られる者」がいた場合は登校をさせず、自宅で休養させてください。(出席停止扱い)

■再登校日の規定

*児童または同居家族の医療機関受診の有無により対応がこととなります。

A	医療期間を受診した	■学校へ連絡 ■再登校について医師に確認し指示を受けること
B	医療機関を受診していない	■学校へ連絡 ■学校職員で、児童本人または同居家族の行動履歴の聞き取りを行い、状況により次の①か②の対応となる ①感染の可能性がある場合(密な場所への外出や会食があった) *かぜ症状が消失して72時間(3日)経過すれば登校可能 ②感染の可能性が低い場合(密な場所への外出や会食が無い) *発熱やかぜ症状が消失すれば登校可能 *解熱剤を使用して発熱が消失した場合は自宅待機を継続

(3) マスク着用登校…「状況により外して良い」ことを、ご家庭でもご指導をお願いします。

(4) 予備マスクの持参(汗などでの湿りや汚れがよくあるため)

(5) ハンカチ・タオル・ティッシュの持参 【手洗い回数が増えます。必ずお持ちください】

3, その他の協力依頼

(1) 学校へご連絡をいただきたいこと・状況 …【兼次小 56-2548】

- ① 学校をお休みする場合【発熱・風邪症状等のときは出席停止扱い。その他のときは欠席扱い】
- ② 感染の不安があり、保護者の意向で登校を自粛する場合【原則、出席停止扱いとなりません】
- ③ 家庭で以下の状況が発生した場合【出席停止扱い】

- *感染者が発生した
- *感染が疑われる方が発生した(検査を指示された者)
- *濃厚接触者が発生した

(2) 県が県民に要請している対処方針への協力 …別紙でご確認ください。